



## 事業廃止届出書の記載要領等

### 1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者が、事業を廃止した場合に提出します（法人の休業又は解散は、事業を廃止した場合に該当しないため、この届出書を提出する必要はありません。）。

なお、事業廃止により、「消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書（第14号様式）」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書（第26-（3）号様式）」、「消費税申告期限延長不適用届出書（第28-（15）号様式）」のいずれかの届出書に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、他の不適用届出書等及びこの届出書の提出があったものと取り扱われます（法57①三）。また、この届出書を提出した場合には、これらの不適用届出書等の提出があったものと取り扱われます。

（注） 課税事業者が事業を廃止した場合、その廃止の日の属する課税期間に係る消費税の申告が必要（法19、45、46）。

また、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したのものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ（みなし譲渡）、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となります。この場合、当該事業を廃止した時の当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を、当該事業を廃止した日の属する課税期間の課税標準額に含める必要があります（消法4⑤、28③一）。

### 2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

### 3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「事業廃止年月日」欄には、事業を廃止した年月日を記載します。
- (3) 「納税義務者となった年月日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」又は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）第3-（1）号様式」若しくは「消費税課税事業者届出書（特定期間用）第3-（2）号様式」の「適用開始課税期間」欄の初日を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (6) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。